



光陽通信

発行月：2018年4月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要性が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第5号として、春号を発行致しました。常日頃より弊社をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2018年春号 目次

- ごあいさつ…………… p1
- 業務紹介…………… p2
- 事務所の概要…………… p3
- 判決に学ぶ…………… p4
- 特許法第39条の発明の「同一」… p5
- 意匠・商標…………… p6
- 海外の特許事情
- 各種セミナーのご紹介
- 弁理士紹介…………… p7
- AIに関する知的財産権について
- 銀座界限「てくてくグルメ」… p8



判決に学ぶ

弁護士 井上 修一

判例解説 最高裁平成29年7月10日判決（平成28年（受）第632号）

～訂正の再抗弁主張のための訂正審判請求又は訂正請求の要否～

第1. 事案の概要

1 本件特許権

上告人は、発明の名称を「シートカッター」とする特許（特許第5374419号。以下、この特許を「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。）の特許権者である。

2 第1審における経緯

上告人は、平成25年12月、被上告人に対し、本件特許権に基づいて、被上告人が販売する工具につき、その販売の差止め及び損害賠償等を求める本件訴訟を提起した。

被上告人は、本件特許には特許法123条1項1号又は4号の無効理由が存在するとして、同法104条の3第1項の規定に基づく抗弁（以下「無効の抗弁」という。）を主張したが、第1審は、平成26年10月、被上告人の上記の理由による無効の抗弁を排斥して、上告人の請求を一部認容する旨の判決を言い渡した。

3 原審における経緯

被上告人は、第1審判決に対して控訴をした上、平成26年12月26日付けの控訴理由書において、本件特許は、特許法29条1項3号又は同条2項に違反してされたものであり、本件特許には同法123条1項2号の無効理由が存在するとして、新たな無効の抗弁（以下、この理由による抗弁を「本件無効の抗弁」という。）を主張した。

原審は、合計4回の弁論準備手続期日を経て、平成27年11月の第1回口頭弁論期日において口頭弁論を終結した。上告人は、原審の口頭弁論終結時までに、本件無効の抗弁に対し、訂正により無効の抗弁に係る無効理由が解消されることを理由とする再抗弁（以下「訂正の再抗弁」という。）を主張しなかった。

原審は、平成27年12月16日、本件特許は特許法29条1項3号に違反してされたものであるとして、本件無効の抗弁を容れて、第1審判決中、被上告人敗訴部分を取り消し、上告人の請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。

4 原判決言渡し後の経緯

上告人は、原判決に対して上告及び上告受理の申立てをするとともに、平成28年1月6日、特許請求の範囲の減縮を目的として、本件特許に係る特許請求の範囲の訂正をすることについての訂正審判を請求（以下、「本件訂正審判請求」という。）したところ（訂正2016-390002号事件）、特許庁において、同年10月、上記訂正をすべき旨の審決（以下「本件訂正審決」という。）がされ、本件訂正審決は、その後確定した。

上告人は、上告審において、その係属中に本件訂正審決が確定し、本件特許に係る特許請求の範囲が減縮されたことにより、原判決の基礎となった行政処分が後の行政処分により変更されたものとして、民事訴訟法338条1項8号に規定する再審事由があるといえるから、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある旨を主張した。

5 特許無効審判における経緯等

被上告人は、本件の第1審係属中、本件特許につき上記2の無効理由が存在することを理由として、特許無効審判を請求したところ（無効2014-800004号事件）、特許庁において、平成26年7月、同請求は成り立たない旨の審決（以下「別件審決」という。）がされた。被上告人は、同年8月、別件審決の取消しを求める審決取消訴訟を提起したが、知的財産高等裁判所は、平成27年12月16日、被上告人の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、同判決は、平成28年1月6日までに確定した。

第2. 判旨

本判決は、以下のように述べて、上告人の上告を棄却した。

「……3(1) 特許権侵害訴訟において、その相手方は、無効の抗弁を主張することができる。これに対して、特許権者は、訂正の再抗弁を主張することができる。特許法104条の3第1項の規定が、特許無効審判手続による無効審決の確定を待つことを要せず無効の抗弁を主張することができるものとしているのは、特許権の侵害に係る紛争をできる限り特許権侵害訴訟の手続内で迅速に解決することを図ったものであると解される。そして、同条2項の規定が、無効の抗弁が審理を不当に遅延させることを目的として主張されたものと認めら

れるときは、裁判所はこれを却下することができるものとしているのは、無効の抗弁について審理、判断することによって訴訟遅延が生ずることを防ぐためであると解される。以上の理は、訂正の再抗弁についても異なるものというべきである（最高裁平成18年（受）第1772号同20年4月24日第一小法廷判決・民集62巻5号1262頁参照）。

また、特許法104条の4の規定が、特許権侵害訴訟の終局判決が確定した後に同条3号所定の特許請求の範囲の訂正をすべき旨の審決等（以下、単に「訂正審決等」という。）が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は当該終局判決に対する再審の訴えにおいて訂正審決等が確定したことを主張することができないものとしているのは、上記のとおり、特許権侵害訴訟においては、無効の抗弁に対して訂正の再抗弁を主張することができるものとされていることを前提として、特許権の侵害に係る紛争を一時的に解決することを図ったものであると解される。

そして、特許権侵害訴訟の終局判決の確定前であっても、特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず、その後訂正審決等の確定を理由として事実審の判断を争うことを許すことは、終局判決に対する再審の訴えにおいて訂正審決等が確定したことを主張することを認める場合と同様に、事実審における審理及び判断を全てやり直すことを認めるに等しいといえる。

そうすると、特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず、その後訂正審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争うことは、訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情がない限り、特許権の侵害に係る紛争の解決を不当に遅延させるものとして、特許法104条の3及び104条の4の各規定の趣旨に照らして許されないものというべきである。

(2) これを本件についてみると、前記事実関係等によれば、上告人は、原審の口頭弁論終結時までに、原審において主張された本件無効の抗弁に対する訂正の再抗弁を主張しなかったものである。そして、上告人は、その時までに、本件無効の抗弁に係る無効理由を解消するための訂正についての訂正審判の請求又は訂正の請求をすることが法律上できなかったものである。しかしながら、それが、原審で新たに主張された本件無効の抗弁に係る無効理由とは別の無効理由に係る別件審決に対する審決取消訴訟が既に係属中であることから別件審決が確定していなかったためであるなどの前記1(5)の事情の下では、本件無効の抗弁に対する訂正の再抗弁を主張するために現にこれらの請求をしている必要はないといえるべきであるから、これをもって、上告人が原審において本件無効の抗弁に対する訂正の再抗弁を主張することができなかったとはいえず、その他上告人において訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情はうかがわれない。」

第3. 解説

1 本判決前の事情

最高裁平成12年4月11日判決（キルビー事件）は、特許に無効理由があるときは、その特許権に基づく権利行使は、特段の事情がない限り、権利の濫用にあたり許されないとし（権利濫用の抗弁）、平成16年特許法改正において、上記キルビー事件判決の法理を明文化したものととして、無効の抗弁につき規定された（特許法104条の3第1項）。

特許法104条の3第1項においては、「当該特許が特許無効審判により……無効にされるべきものと認められるときは、特許権者……は、相手方に対しその権利を行使することができない。」と規定されているところ、当該特許に無効理由が存する場合においても、当該無効理由が訂正審判請求又は訂正請求によって解消される場合においては、「特許無効審判により……無効にされるべきものと認められるとき」とはいえない。

そこで、無効の抗弁に対する特許権者側の再抗弁として、当該無効理由が訂正により除去し得るものである旨を主張する、所謂訂正の再抗弁の提出が認められており、その要件としては、一般に、①当該請求項について訂正審判請求又は訂正請求をしたこと、②当該訂正が特許法126条又は134条の2の訂正要件を満たすこと、③当該訂正により、当該請求項について無効の抗弁で主張された無効理由が解消すること、④被告製品が訂正後の請求項の技術的範囲に属すること、が挙げられ（東京地裁平成19年2月27日判決

等)、実際に訂正審判請求又は訂正請求を行っていることが原則として必要であるとされていた。

一方、平成23年改正後の特許法においては、特許無効審判が特許庁に係属した場合、その審決が確定するまでの間は、訂正審判の請求をすることができないとされ(特許法126条2項)、また、特許無効審判における訂正請求についても、行うことができる期間が限定され、無効審決の取消訴訟の係属中には行うことができない(特許法134条の2第1項)。

そこで、これらの規定により、訂正審判請求又は訂正請求を行うことができなかった場合においても、訂正審判請求又は訂正請求をしていない限り、訂正の再抗弁の主張が許されないのが議論されていた。

2 本判決について

本判決は、直接的には、特許権者が、事実審の口頭弁論の終結まで訂正の再抗弁を主張することなく敗訴した場合に、その後に訂正審決が確定したことを理由として、原判決に民事訴訟法338条1項8号に該当する再審事由があり、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反(民事訴訟法325条2項)があるものとして、事実審の判断を争いうるかという点について判断したものである。

本判決は、上記の点につき、「特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず、その後に訂正審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争うことは、訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情がない限り、特許権の侵害に係る紛争の解決を不当に遅延させるものとして、特許法104条の3及び104条の4の各規定の趣旨に照らして許されないものというべきである。」としたが、この「やむを得ないといえるだけの特段の事情」の存在を否定するにあたって、「原審で新たに主張された本件無効の抗弁に係る無効理由とは別の無効理由に係る別件審決に対する審決取消訴訟が既に係属中であることから別件審決が確定してい

なかったためであるなどの……事情の下では、本件無効の抗弁に対する訂正の再抗弁を主張するために現にこれらの請求をしている必要はない」とした。

すなわち、本判決は、本件訂正審判請求において上告人が解消しようとした無効理由(新規性欠如)とは別個の無効理由(新規事項追加, サポート要件違反及び明確性要件違反)につき、別件審決に係る審決取消訴訟が継続していたことから、上告人は、新規性に係る無効理由を解消するための訂正請求を行う機会が一切存しなかったという事案であり、このように訂正審判請求又は訂正請求を行う機会が法律上存しなかった場合については、訂正審判請求又は訂正請求を行うことなく、訂正の再抗弁の主張を行う余地があったという旨を、上告人が事実審の判断を争い得ないとする理由として、間接的に示したものである。

3 今後について

本判決は、上記のように、上告人が訂正審判請求において解消しようとした無効理由とは別個の無効理由につき、別件審決に係る審決取消訴訟が継続していた場合について判示した事例判決に過ぎないものの、訂正審判請求又は訂正請求を行うことができない場合であっても、このような請求を行うことなく、訂正の再抗弁を提出する余地を認め、その点を理由として、控訴審において訂正の再抗弁を提出することなく敗訴した場合に、上告審において事実審の判断を争い得ないとしている。この点に鑑みれば、訂正の再抗弁が必要となるケースにおいては、訂正審判請求又は訂正請求を行った上で提出する場合は勿論のこと、訂正審判請求又は訂正請求を行うことができない場合においても、事実審においてこのような再抗弁を提出しておくことが必須となる。

しかしながら、新規性又は進歩性に係る無効理由を解消するための訂正を行えば、必然的に特許請求の範囲の減縮を伴うことから、特許権者としては、訂正の再抗弁を提出することなく無効の抗弁を排斥できるのであれば、その方が望ましいことは明らかであり、訂正の再抗弁の提出のタイミングにつき、困難な判断を強いられることとなるであろう。

特許法第39条の発明の「同一」

弁理士 荒船 良男

1. 異日出願発明の場合

「発明の同一」とは、(i) 本願発明と先願発明との間に相違点がない場合、(ii) 本願発明と先願発明との間に相違点がある場合であっても、両者が実質同一である場合である。実質同一とは、相違点が、(ii-1) 課題解決のための具体化手段における微差(周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等であって、新たな効果を奏するものではないもの)である場合、(ii-2) 先願発明の発明特定事項を、本願発明において上位概念として表現したことによる差異である場合、(ii-3) 単なるカテゴリー表現上の差異(例えば、表現形式上、「物」の発明であるか、「方法」の発明であるかの差異)である場合である。このうち見落としがちなのが(ii-2)の場合である。発明Aと、発明Aの発明特定事項を上位概念として表現した発明Bがあるとき、発明Bは発明Aよりも後に出願されたときだけ発明Aと「同一」とされ拒絶される。

2. 同日出願発明の場合

同日出願発明がそれぞれ発明Aと発明Bである場合には、(i) 発明Aを先願とし、発明Bを後願と仮定したとき、(ii) 発明Bを先願とし、発明Aを後願と仮定したときのいずれのときにも、発明Aと発明Bとが上記「同一」であるときに、両発明は「同一」とされる。他方、発明Aを先願とし、発明Bを後願としたときに後願発明Bと先願発明Aとが同一であっても、発明Bを先願とし、発明Aを後願としたときに後願発明Aと先願発明Bとが同一でない場合(例えば、発明Aが「バネ」であり、発明Bが「弾性体」である場合)は、本願発明と同日出願発明とが「同一」でないといわれる。簡単に言えば、発明Aと発明Bの発明特定事項が上位概念・下位概念の関係であれば、上記(ii-2)において「同一」とはされないということである。

3. 分割出願の場合

分割出願の請求項に係る発明と分割後の原出願の請求項に係る発明とが同一である場合、従来は分割出願の遡及項が認められなかった。しかし、現在では、分割出願の請求項に係る発明と分割後の原出願の請求項に係る発明とが同一である場合にも遡及項が認められて分割出願と原出願とが同日になされたものとして、特許法第39条第2項の規定が適用され、出願人同一の場合には協議指令と拒絶理由が同時に通知される。

4. 特許出願と実用新案登録出願の場合

特許出願と実用新案登録出願の間でも先後願の適用がある。しかし、実用新案の場合、実体審査を行わないため、同日の特許出願の審査前に登録されてしまう場合がある。

(a) この場合は、協議をすることができないとき(第39条第4項)に該当する。このときは、特許出願に対し、協議指令がされず、第39条第4項の規定に基づく拒絶理由の通知がされる。

(b) また、第39条第4項の規定に基づく拒絶理由を通知する際に実用新案権者にはその事実が通知される。

この場合、特許出願の方を活かしたいのであれば、実用新案権者が実用新案の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を行う必要がある。

意匠・商標

<意匠>

■一意匠一出願について

意匠登録出願で気を付けなければいけない点の一つに「一意匠一出願」があります。これは、審査・調査の便宜、権利の明確性の観点から、意匠法第7条（「意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。」）に規定されているもので、これに違反した場合、拒絶理由に該当してしまいます（意匠法第17条）。

しかし、「一意匠一出願」といっても、複合物品や分離可能な物品においては、二以上の物品を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載する必要がある場合や、図面上に二以上の物品が表れる場合などがあり、審査上、それが一意匠としてみなされるのか、それとも二以上の意匠として扱われるのか、出願前に検討する必要があります。

この検討に参考になる考え方として、意願 2013-5010 号「容器付冷菓」に係る意匠の知財高裁平成28年9月21日判決（平成28年（行ケ）10034号）があります。本判決において、裁判所は、意匠法第7条の要件を満たす意匠ごとの出願であるか否かについて、当該出願が、一物品について（「物品の単一性」）、一形態としてなされていること（「形態の単一性」）が必要であるとしています。特に「物品の単一性」に関して、出願に係る物品が一物品といえるか否かは、①出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態、②出願に係る物品の一部がその外観を保ったまま他の部分から分離することができるか、並びに③当該部分が通常の状態ですべて独立して取引の対象となるか等の観点を考慮して、当該物品が一つの特定の用途及び機能を有する一物品といえるか否かを、社会通念に照らして判断すべきであると説示しています。

複合物品などが当たり前となってきた昨今ですので、弊所においては、どのような物品であっても、単に物品を拝見しそのまま出願するのではなく、当該物品の特性や特徴をお客様と綿密に検討し、どのようにすれば確実、効果的かつ円滑に意匠を保護できるかをご提案して参ります。

<商標>

■出願方法（大文字 or 小文字）について

アルファベットからなる商標について、大文字と小文字のどちらで商標登録出願を行った方が良いか、ご相談を頂戴することがございます。使用される態様での権利化が一番ですが、具体的に決まっていない場合、日本では、大文字・小文字のどちらでも構わないと言えます。例として、「KOYO」、「Koyo」及び「koyo」は実質的に同一と看做され、お互いに商標権の効力が及びますので、不使用取消審判や権利行使の際に大きな問題となることはありません。しかし、商標の審査を早めるための早期審査制度を利用する場合、早期審査の対象は、出願商標と使用商標が同一の態様であるものに限られますので、大文字と小文字の違いがある場合、同一性は認められず、早期審査の対象とならないことがあり、注意が必要です。

なお、米国出願では、全て大文字で権利取得した場合には、小文字や頭文字のみ大文字での使用も商標の使用と認められますが、小文字のみや大文字小文字混合で権利化した場合、完全同一での使用しか商標の使用と認められない場合があります。

これらは国によって異なりますので、弊所では、今後の使用態様や使用場所のご予定なども併せてお伺いし、最適な出願方法をご提案するようにしております。

文：弁理士 荒船 博司



海外の特許事情

アメリカ合衆国において、2018年1月16日施行で特許出願料等の料金（政府費用）が値上げされました。特許出願時には、出願料、調査料及び審査料の合計で\$120値上げの\$1720となっています。

英国では、2017年11月16日付で英国最高裁判所が Actavis v Eli Lilly 事件の判決 [2017]UKSC48 において、今までの英国における特許クレーム解釈を大きく変更し、均等論の原則を取り入れました。このことにより、重要でない変形例を含むようにクレームの保護範囲が拡大されることになります。そして、Mylan v Yeda and Teya EWHC 2629(Pat) 事件において、この最高裁判決が初めて適用されました。

また、英国では、2018年4月6日から特許出願料等の政府費用が値上げされます。特に、新たに導入される費用として、クレーム数が25を超える場合、及び/又は明細書が35頁を超える場合には、超えたクレーム毎に£20、超えた頁毎に£10加算されることになりました。クレーム費用は調査料と同時に納付する一方で、明細書の頁加算費用は審査料と同時に納付することになります。したがって、今後は、クレーム数が多く、明細書の頁数が多い、例えば医薬や農業などの分野の出願については、この費用の点に十分留意すべきでしょう。

中国における2017年の発明特許出願は138.2万件と前年比14.2%増、実用新案特許出願は168.8万件と前年比14.4%増と一貫して増加し続けています。一方、意匠特許出願は62.9万件と前年比3%減と初めて減少しました。

中国では、改正された反不正競争法が2018年1月1日に施行されました。この改正は、市場における新たな問題への対応強化、不正競争の厳罰化などを目的としたものです。

韓国特許庁の「2018年度年頭業務計画」によれば、「1. 審査品質の強化及び特許優先審査の拡大、2. 特許審判の公正性及び迅速性の強化、3. 知的財産の保護の強化」を図ろうとしています。その中で注目すべき点は、「審査品質に対する責任の具現化」として、特許無効時に特許権者に既に納付した特許登録料の全額返還施行のための特許法の改正を推進する点、中小企業及びベンチャー企業に対して優位的な立場にある侵害者の悪意のある知的財産の侵害について、損害額の最大3倍まで損害賠償の責任を拡大する懲罰賠償制度の導入を推進する点です。なお、具体的な実施時期については追ってお知らせします。

（以上は、現地代理人ニュースレターなどを参考としたものです。）

文：弁理士 荒船 博司

各種セミナーのご紹介

● 知財担当者向けのセミナー

目的

進歩性違反の拒絶理由に対して、複数の反論パターンの中から最適な反論パターンを選択し、選択された反論パターンに沿った意見書の書き方を習得する。

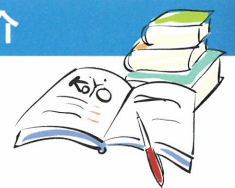
概要

進歩性違反の拒絶理由に対する反論パターンは数多く存在するが、これらを駆使して意見書を作成できるスキルを持つ者はそう多くはない。弊所では、進歩性違反の拒絶理由に対する反論パターンを体系的にまとめ、これに基づいて、意見書を作成している。本セミナーでは、体系化された反論パターンを、当該反論パターンの根拠となる判例とともに説明する。更に、実際の進歩性違反の拒絶理由通知に対して、体系化された反論パターンの中から最適な反論パターンを選択して意見書を作成する演習を実施することで、さらに理解を深める。

特徴

- 講義中心ではなく、演習を通じて理解させる。
- 少人数形式（8～10名程度）で個別に指導する。

● 詳しくはお問い合わせください



弁理士 稲葉 龍治

弁理士紹介

弁理士 上原 考幸

私は大学で機械工学を専攻しておりました。大学時代には、実験装置の設計を行い、工作機械で製作してきたので、このまま専攻を生かしてもの作りの道を進むものと思っておりましたが、ふとしたことから知的財産権の業界を知り、そのまま進路を変更して特許事務所に就職いたしました。

専攻が機械であったこともあり、その後の業務は、機械分野の出願を担当することが多かったと思います。新規の発明について発明者の方からその発明が如何にして産み出されたのか、如何にして課題を解決するのか、という説明を聞くのはとても面白く、感心しながら業務を行って参りました。どうしてこんな発明が思いつくのだろうととても感心させられたものの、その発明が生み出されたのは今から既に100年前だった、なんてこともありました。

人間の持つ創造力や問題解決力は自分が思っていたよりも遙かに上を行っていることを実感することができるのがこの仕事の醍醐味かと思えます。

この仕事に就いてから既に二十余年が過ぎようとしておりますが、新たな発明に出会うと、いつも、知的好奇心を刺激され、新たな感動を覚えます。

私はこれからも、発明者の方に刺激を頂きながら、新規発明を有効な特許に導くよう全力で邁進していきたいと考えております。

私は、もともとモノづくりが好きで精密機械工学を専攻しましたが、卒業時には弁理士試験の受験を思い立ち、合格後、特許事務所での仕事を始めました。以来、法律知識や様々な特許実務経験により自分なりに方法論を獲得し、それらを生かして日々の業務に励み、クライアントの特許取得に喜ぶというやりがいを感じています。この仕事の魅力の一つに、いろんな産業分野の先端技術などの技術開発に関わる発明者の方と緊密な関係を築けることがあると思います。自分でも、「世の中に無いものは自分で作る」の精神で、趣味の領域ではありますが、発明することがあります。その時に、仕事で出会った発明者の方の新技术や新製品への熱意や思い入れに学ぶことが多くあります。着想、設計、資材調達、部品加工、組立等の過程を自分一人で行っていると、それらの各工程の重要さを思い知らされ、コピー品でない新しいモノを作るときの試行錯誤の大変さを実感します。また、自分が作ったモノ（スケート用具）を YOUTUBE に公開したら中国でコピー品が出たこともあり、発明後の権利保護の大切さも痛感しました。そのような個人的な発明の経験も経ることので、発明者の方により近い立場で物事を考えることができ、技術のみならず、様々な面から総合的に理解することができるようになったと思います。

発明から特許化、権利化後への流れにおいて弁理士に関わる部分は幅広く重要であると考えます。私は今後も発明者に寄り添う良きパートナーとしての弁理士でありたいと考えています。

AIに関する知的財産権について

弁護士 中井 英登

1 はじめに

AIと知的財産権に関しては、政府の「次世代知財システム検討委員会報告書」(平成28年4月)、「新たな情報材検討委員会報告書」(平成29年3月)で、検討が行われています。論点整理のためには、①学習用データ、②(学習を行う前の)AIプログラム、③学習済みモデル、④AI生成物(AIが生成した自律的な生成物)を区別する必要があります(注1)。そして、特に重要な論点として、以下の2つが挙げられます。

2 学習用データに含まれている著作物についての権利侵害

学習用データに他人の著作物が含まれており、学習済みモデルから学習用データ(著作物)類似物が出力される場合、著作権法上、依拠の有無が問題となります。この点、種々見解はありますが、学習済みモデルの作成者は、元の著作物へのアクセス(著作物が学習用データに含まれている等)がある限り、依拠を認め(注2)、侵害の成否については、類似性によって判断するのが妥当と思われます。プログラムの場合には、プログラムであることを認識して複製や翻案をすれば、依拠が認められており(注3)、この場合と平仄を合わせるのが自然だからです。他方、学習済みモデルの利用者は、学習用データに何が含まれているか分からないのみならず、そもそも学習用データに含まれる元の著作物にアクセスしていないと捉えられる以上、依拠を認めないのが妥当と思われます。

3 AI生成物の権利主張(濫用)

AI生成物については、著作物(著作権法2条1項)に該当せず、著作権は発生しません。また、発明の主体が、特許法29条にいう自然人ではないため、特許等の対象にもなりません(注4)。したがって、AI生成物の作成者は、AI生成物であること(いわばAI生成物の抗弁)を立証される限り、保護されないことになります。ただし、一般に、AI生成物であることを外部から立証することは難しいものとされており、AI生成物の作成者による、濫用的な権利主張がなされることが危惧されます。

(注1) 各用語の意味内容については、上記平成29年3月付け報告書の25頁参照

(注2) 「AIには学習にもちいたデータが存在するはずなので、AIが何を参考に創作したのかを追跡することは可能」との指摘があります(「決定版 AI人口知能」第6章参照)。

(注3) 中山信弘著「著作権法第2版」592頁参照

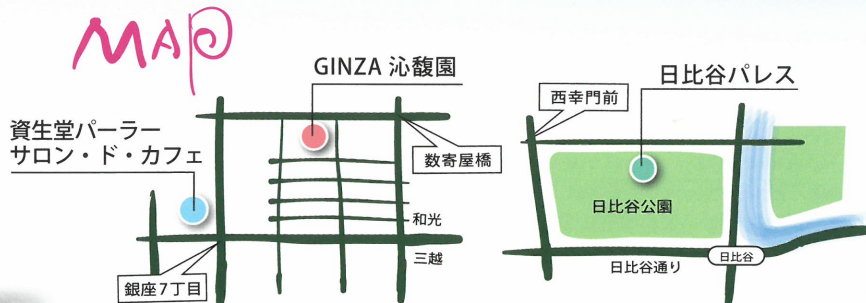
(注4) なお、学習済みモデルについては、AIのプログラムとパラメータの組み合わせを特許法上の「プログラム等」と捉えることにより、特許権により保護されます。

銀座界限

てくてく
グルメ

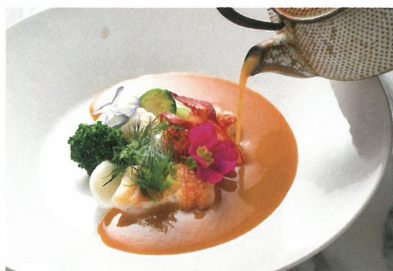


光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！



日比谷パレス

千代田区日比谷公園 1-6 電話：03-5511-4122



■営業時間

ランチ 11:30 ~ 14:00 (L.O./13:30)
ティータイム 14:00 ~ 17:00 (L.O./16:30)
ディナー 18:00 ~ 22:00 (L.O./20:00)

日比谷公園内に佇む一軒家フレンチレストラン。一つ星シェフ「アルマン・アルナル」が監修をする、旬の食材と厳選された料理を楽しむとは格別。大きな窓からはやわらかな日差しが差し込み、明るく落ち着いた雰囲気の店内で癒しの時間を満喫できる。特別な日のお食事にもおすすめ。(ランチは2,800円のコースより。)

GINZA 沁馥園 (ギンザ シンフウエン)

中央区銀座 6-5-17 銀座みゆき館ビル6F 電話：03-6264-5462



■営業時間

[月~土] 11:30 ~ 15:00 (L.O./14:30)
17:30 ~ 22:30 (L.O./22:00)
[日・祝] 11:30 ~ 15:00 (L.O./14:30)
17:30 ~ 21:30 (L.O./21:00)

高級感のある店内で中国伝統料理の基本に重きを置きながら一つ一つの料理が新しい感動を与えてくれるGINZA沁馥園。ランチは「ふかひれ贅沢コース(2980円)」などのコース料理をはじめ「麻」と「辣」の土鍋麻婆豆腐(1000円)などのメニューも楽しめる。特別感のある個室もあり。おもてなしの心を感じる丁寧で行き届いたサービスにも魅了される。

資生堂パーラー サロン・ド・カフェ

中央区銀座 8-8-3 東京銀座資生堂ビル 3F 電話：03-5537-6231



歴史ある資生堂パーラーならではの、優雅な時間が過ごせる喫茶室。はちみつをかけることで味わいの変化も楽しめるフルーツサンドウィッチ(1630円)は毎月1種フルーツが変わり、この3月は「やよい姫」の苺で春らしい仕上がり。定番のアイスクリームソーダやパフェにも季節メニューがあり、いつでもワクワクに満たされる。

■営業時間

[火~土] 11:30 ~ 21:00 (L.O./20:30)
[日・祝] 11:30 ~ 20:00 (L.O./19:30)
■定休日：月曜日(祝日は営業)
※予約不可



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階
TEL：03-5251-5721 (代表) FAX：03-5251-5727
URL：http://www.koyo-patent.co.jp